

農業分野と独占禁止法



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

独占禁止法の概要

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。

主な禁止行為としては次のものがある。

1 「私的独占」(第3条前段)

有力な企業が、株式の所有や役員の派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり(支配)、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害する(排除)こと。

2 「不当な取引制限」(第3条後段)

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」(第4章)

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合(株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等)を行うこと。

4 「不公正な取引方法」(第2条第9項第1号～第6号、第19条)

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

- ・ **共同の取引拒絶**
…正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- ・ **差別対価**
…不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を提供し、又は供給を受けること。
- ・ **不当廉売**
…正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- ・ **再販売価格の拘束**
…正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- ・ **優越的地位の濫用**
…取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること。
- ・ **抱き合わせ販売**
…相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- ・ **排他条件付取引**
…不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- ・ **拘束条件付取引**
…販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。

農協に対する独占禁止法の適用除外制度



農協の行為のうち、共同購入、共同販売等については、独占禁止法の適用が除外されている。

以下に該当する場合には、農協の行為であっても独占禁止法が適用される。

- 不公正な取引方法を用いる場合
→「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(農協ガイドライン)で解説
- 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合

独占禁止法第22条

この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一～四 (略)

※ ただし、例えば、単位農協が事業者としての立場で他の事業者や単位農協と共同して、価格や数量の制限等を行うこと(カルテル)等は、独占禁止法第22条の組合の行為とはいえないことから、適用除外とはならない。

公正取引委員会の取組

「**厳正・効果的な法執行**」及び「**違反行為の未然防止**」の両面による対応

違反行為への厳正かつ効果的な対処

<違反事件の処理>

⇒ 平成元年以降、農業協同組合（組合の連合会を含む。）関係の法的措置及び警告事件は、15件である。

◇近年の違反事例

- ・ 福井県経済農業協同組合連合会に対する件
（平成27年1月16日排除措置命令）
- ・ 山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件
（平成26年9月11日警告）
- ・ 大分大山町農業協同組合に対する件
（平成21年12月10日排除措置命令）

※ これらのほか、違反行為につながるおそれがある場合には迅速処理のため注意を行って処理。

違反行為の未然防止

<考え方の明確化>

- 「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（農協ガイドライン）の策定
（平成19年4月公表）

<農協ガイドラインの周知・徹底>

- 農協中央会等に対し、「農協ガイドライン」等の研修会・講演会を実施し、農業分野の独占禁止法コンプライアンスに不可欠な知識を説明（平成23年度以降、62件実施）。

違反行為への厳正かつ効果的な対処

法的措置等

・ 福井県経済農業協同組合連合会に対する件

特定共乾施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。(平成27年1月排除措置命令)

・ 山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件

山形県の庄内地区に所在する5農協が、特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円(消費税相当額を除く。)を目安として定額とすることとし、特定主食用米の集荷分野における競争を実質的に制限していた疑い。(平成26年9月警告)

・ 大分大山町農業協同組合に対する件

(民間事業者が運営する)農産物販売所「元氣の駅」に直売用農産物を出荷した場合には自らが運営する農産物直売所「木の花ガルテン」への直売用農産物の出荷を取りやめるよう、農業者に申し入れる等により、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせている。(平成21年12月排除措置命令)

注意

・A農協は、主食用米の募集案内に、自家消費分を除き全量を自農協に出荷することを定めていた。(平成27年4月)

・B農協は、取引先業者に対し、①自らが販売する製品の購入強制、②協賛金の算出根拠等を明確にせず、協賛金の負担要請を行っていた。(平成27年7月)

・C農協は、国の補助金の支給対象となる省エネ設備を組合員に貸し出すに当たり、同組合への農作物の出荷及び生産資材の購入を行うよう、契約書に規定していた。(平成28年2月)

年度	24	25	26	27 (~28年 2月末)
注意件数	6	1	8	9

違反行為の未然防止

「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成19年4月18日公表) ＜農協ガイドライン＞

独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることにより、連合会及び単位農協による違反行為を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てることが目的

《本ガイドラインの特徴》

- 連合会及び単位農協のどのような行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となるかについて、具体的な事例を挙げながら明らかにしている。
- 過去に独占禁止法上問題となった事例のほか、関係者からのヒアリング調査の結果等も踏まえ、実際に行われる可能性が高いと考えられる行為がその他独占禁止法上の考え方を明確にする必要があると考えられる行為を取り上げている。

独占禁止法上問題となる行為

単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)

1. 購買事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為
2. 共同利用施設の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為
3. 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為
4. 販売事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)

1. 販売事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為
2. 共同利用施設の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為
3. 信用事業の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為

連合会による単位農協に対する問題行為

1. 単位農協が一部の生産資材を連合会から購入する際に、単位農協が連合会の購買事業を利用せずに購入したいと考えている生産資材についても購買事業を利用させる行為

2. 単位農協に購買事業を利用させるべく、正当な理由がないのに生産資材をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、連合会の競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為

連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為

1. 連合会や単位農協が仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為、又は自己以外への販売を行う際に承諾を要求する行為
2. 連合会又は単位農協が仕入先に対して、仕入先が系統以外に販売する際に、連合会又は単位農協が販売する価格を下回らない価格で販売するようにさせる行為
3. 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己のために金銭等の経済的利益の提供を要請する行為
4. 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己又は自己の指定する事業者の販売する商品又は役務を購入させる行為

連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為

1. 単位農協が販売先に対して、自己の販売事業と競合する事業者と取引しないことを条件とする行為
2. 連合会が加工業者に対して、当該加工業者が製造し、販売する連合会のブランド製品の販売価格を指示し、これを遵守させる行為

公正取引委員会の今後の取組

違反行為に係る「広範な情報収集」及び「効率的・効果的な対処」の両面による対応

広範な情報収集

＜情報提供窓口の設置＞

- ・農業者，商系業者等からの独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供を受け付ける窓口を設置。
- ・公正取引委員会ウェブサイトにおいて情報提供窓口に係る情報を提供するとともに，様々な機会を捉え，窓口について積極的に周知。

効率的・効果的な対処

＜農業分野タスクフォースの設置＞

- ・「農業分野タスクフォース」を今後速やかに設置。
- ・農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に，効率的な調査を実施。
- ・必要に応じ，効果的な是正措置を実施・公表。